

中国・『商標権侵害事件における違法経営額算定方法』に関する考察

譚 曼^(*)

商標権侵害事件に対する算定基準の運用を進めることにより、統一された執行基準の確立と知的財産保護水準のさらなる向上に取り組むために、中国国家知識産権局(CNIPA)と国家市場監督管理総局(SAMR)は、10月30日に『商標侵害事件における違法営業額算定方法』を共同で発表した。本稿は、この『方法』に基づき、違法経営額の定義、算定の一般基準、複雑な侵害状況における算定基準、実際の違法経営額が確認できない場合の処理方法、違法経営額に含まれない特殊な事例等について説明し、その解釈を行う。これにより、中国における商標権侵害事件に対する行政ルートの保護を取り入れようとする日系企業や、それらの問題の研究、そして関心を持つ方々が、違法経営額算定の実態及び算出を法的に明らかにするための一助として、『方法』を制定した政策・実務上の背景、運営実態及び具体的な理解・認識について紹介し、検討することを目的とする。

目次

- I はじめに
- II 「違法経営額算定方法」制定した背景
 - 1. 「違法経営額」に対する今までの算定の法的な根拠
 - 2. 商品商標に対する「違法経営額」の今までの算定方法及び問題点
 - 3. 役務商標に対する「違法経営額」の今までの算定
 - 4. 特別な場合の「違法経営額」の算定
- III 『商標権侵害事件における違法経営額算定方法』の主な要点及び内容
 - 1. 主な要点に関する説明
 - 2. 『方法』の内容
- IV おわりに

I はじめに

中国国家知識産権局(CNIPA)と国家市場監督管理総局(SAMR)は2024年10月30日、『商標侵害事件における違法営業額算定方法』⁽¹⁾(以下「方法」という)を共同で公布し、同日施行された。

この『方法』は、『知的財産権保護強化に関する意見』

を推進する計画の一環とされるものであり、その公布の背景には、知的財産権の保護がより厳格かつ効果的に行われるよう、知的財産権保護の法治化を高める目的があり⁽²⁾、さらに商標行政保護に対する専門的な指導を強化することが求められているものであると思われる⁽³⁾。

CNIPAとSAMRによると、この『方法』は、商標権侵害案件における違法営業額の算出に関する長年の実践データの整理や経験を踏まえ、全19条にわたり具体的な規定を設けている⁽⁴⁾。その内容には、違法経営額の定義、算定の一般基準、複雑な侵害状況における算定基準、実際の違法経営額が確認できない場合の処理方法、違法経営額に含まれない特殊な事例、そして案件を他の部門に移送する際の算定方法などが含まれている。これにより、商標執行機関が違法経営額を算出する際の統一的なガイドラインが提供され、透明性と予見性の高い知的財産保護のための環境の構築が図られる。

今後、CNIPAとSAMRは、『方法』の普及と解説を推進し、算定基準の運用を進めることにより、統一された執行基準の確立と知的財産保護水準のさらなる向上に取り組むとしている⁽⁵⁾。これを踏まえ、本稿の目的は『方法』を制定した政策・実務上の背景、運営実態及び具体的な理解・認識について紹介し、検討する

(*) 中国蘭州財経大学法学部副教授

(1) 『商標侵害案件違法経営額計算弁法』 国知発保字[2024]34号。2024年10月14日付け、国家知識産権局、国家市場監督管理総局会議より通過。2024年10月30日公布。

(2) 管継方「銷售假冒耐克商品 玉溪一商家遭罰款」, 雲南法制報 2024年10月16日付け, 第3面。

(3) 錢頌「商標侵權案違法經營額計算方法將明確」, 中国貿易報, 2024年4月18日付け, 第3面。

(4) 中国知識産権報, 2024年10月31日付け, 第1面。

(5) 中国知識産権報, 2024年10月31日付。

ことにある。

II 「違法経営額算定方法」制定した背景

1. 「違法経営額」に対する今までの算定の法的な根拠

違法経営額は中国商標法において重要な法的概念の一つであり、違法行為に対し、中国市場監督管理部門が行政処罰を行う際に、自由裁量基準を明確にし、行為者が刑事責任を負うかどうかの判断の根拠となる⁽⁶⁾。また、裁判所が行為者の責任を判断し、賠償額を確定する際にも、重要な役割を果たしている。しかし、違法経営額の具体的な概念や計算方法については、法律法規や部門規則では今まで明確に規定されていなかった。

商標権侵害違法経営額は、旧商標法(2013年改正前)において「不法経営額」と表記されていた。この「不法経営額」について、最高人民法院、最高人民検察院が公布した、『最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈』⁽⁷⁾(以下『解釈』という)においては、「『不法経営額』とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程において、侵害製品を製造、貯蔵、輸送、販売する価値を指す」と規定しているが、『解釈』が根拠とする刑法は、商品商標に対する3種類の犯罪行為しか規定していないため、この条項はサービス(役務)商標侵害の違法経営額算定においては、明らかに適用されないと思われる。

実務界の多くの弁護士は、商標権侵害の違法経営額について、権利侵害行為の過程において、製造、貯蔵、輸送、販売される権利侵害製品の価値や、権利侵害サービスの提供に関わる価値をも含めるべきだと考えており、さらに行為者が他人の登録商標を用いて広告宣伝を行うことによって生じる費用や価値も、この違法経営額に含まれるべきであるとしていた⁽⁸⁾。また違法経営額の算定は、市場監督管理部門の行政法執行の構成部分に属し、行政法の基本原則、つまり①合法合理の原則、すなわち違法経営額の計算は市場監督管理部門が実際に確認した事件の状況をもとに行う必要が

あり、罰則の目的を追求するために恣意的に算定を行うことをしてはならない、②行為者に有利原則、異なる算定方法で確定した違法経営額には必ず差異が生じる。例えば、未販売の権利侵害商品の公定価格で計算した価値が、実際の販売によって明らかにされた平均価格によって計算した価値よりも大きくなる可能性がある。このような場合、より小さな違法経営額を選択し、行政処罰裁量基準を適用する必要がある、という原則に従うべきであると考えられている。

2. 商品商標に対する「違法経営額」の今までの算定方法及び問題点

『解釈』第12条は、「販売された権利侵害製品の価値は、実際に販売された価格に基づいて計算する。製造、貯蔵、輸送及び販売されていない権利侵害製品の価値は、表示価格または検出された権利侵害製品の実際の販売平均価格に基づいて計算する。権利侵害製品に表示価格がない、またはその実際の販売価格を検証できない場合は、権利侵害製品の市場中間価格に基づいて計算する」と規定されていることが、実務においてよくみられる。特に論争のある問題は、主に以下の通りである：

(1) 販売済み商品の価値が、違法経営額に計上されているかどうかの問題

実際には、販売された商品については、主に行行為者の陳述、仕入手形、販売伝票、領収書などに基づいてその数量と価値を検証することになる。行政機関が法執行の際には、商標権者が提供した鑑別意見書に基づいて、権利侵害商品を認定する必要があるため、販売したその物自体を取り戻すことができない商品に対しては、権利者は鑑別できず、販売された商品を権利侵害商品と認定すべきではないとする意見がある⁽⁹⁾。また商標権者が提供した鑑別意見書は、権利侵害商品を認定する必要条件ではなく、法執行行政官は商品の仕入れ価格、販売価格または正規品との間に存在する大きな差などの事実に基づいて、その商品の真偽を判定することができるという意見もある。その場合は、権利侵害商品である販売済み商品の価値を明らかにし証明できれば、事件の全過程の違法経営額に計上しなければならないとされる⁽¹⁰⁾。

(6) 寇秉輝、陳海霞「一事不再理」原則的理解与適用」、人民司法、2022(02)、98-102頁。

(7) 「最高人民法院、最高人民検察院關於弁理侵犯知識產權刑罰案件具体适用法律若干問題的解釋」法積[2004]19号。2004年12月8日、最高人民法院、最高人民検察院により公布、同年12月22日から施行。

(8) 王傑、牛金猛「某公司未經權利人授權擅自使用“環球影城”字樣構成商標侵權案」、中華商標、2022(07)、43-45頁。

(9) 孔迪「執行人員如何應對網絡經濟中涉及線上線下多主体、多地址違法的新業態?——从一宗銷售假冒電池案件引發的思考」、中國品牌与偽裝、2022(01)、32-34頁。

(10) 王超越「冒充注冊商標行為查處要點」、中華商標、2023(02)、45-47頁。

実際には販売された商品については、主に行業者の陳述や仕入手形、販売伝票、領収書などを基に数量と価値を確認する必要がある。また行政機関が法執行する際には、商標権者が提供した鑑別意見書に基づいて権利侵害商品を認定することが求められるが、販売された実物が存在しない場合、権利者がその商品を鑑別できず、権利侵害商品として認定すべきではないとの意見もあった。これに対し、商標権者の鑑別意見書は、権利侵害商品を認定するための必須条件ではなく、法執行行政官は商品の仕入れ価格や販売価格の差異に基づいて商品の真偽を判断することが可能であるため、販売済み商品の価値が明らかになり証明ができれば、その違法経営額は事件の全過程に計上されるべきという意見も見出される⁽¹¹⁾。

(2) (商標権侵害した)贈答商品の、違法経営額の算出問題

贈答商品には具体的な価値がないとされ、一般的に「違法経営額はない」という見解が存在したが、同時に贈答商品と類似する正規品の価値で計算する考え方もある。さらに、権利侵害をしている贈答商品については、同じ権利侵害商品の市場中間価格を基に、違法経営額を算出するべきだという意見もある。

(3) 包装されていない権利侵害食品の違法経営額の算定問題

「鮑師傅商標権侵害事件」⁽¹²⁾では、商品である菓子が登場で製造・販売される際に「鮑師傅」の商標が付いていないため、権利侵害商品としては扱うことができず、現場にある「鮑師傅」の商標が付いた包装物のみを、権利侵害商品として法律違反の経営額に計上すべきという見解が示されている。しかし、実際には、包装と食品が分離されている特性を無視し、菓子自体に商標がないと判断するのは適切ではなく、これにより商標使用の原則に反する違法な経営額の計算が行われていることは明らかであろう⁽¹³⁾。

(4) 権利侵害商品が変容販売された場合の違法経営額の算定問題

権利侵害商品が実際に変形的に販売されるケースが多い。例えば、クレーンゲームでは人形を掴み上げて、権利侵害商品を手に入れる事案がある。この場合、消費者は25円を支払い、メダルを1枚獲得することで、人形を1回掴むことができ、掴んだ人形と偽のシャネルの口紅とをフロントで交換することができる。権利侵害商品の価値は、消費者が人形を掴み上げる能力に依存しており、25円から2500円までの幅があるため、価値は不確定である。権利侵害商品の経済的な影響を評価するためには、調査対象となった業者の収入と権利侵害商品の数量を考慮し、違法経営額は、「調査された経営収入÷権利侵害商品の販売数×権利侵害商品の総数量」に基づいて算出する必要がある。

3. 役務商標に対する「違法経営額」の今までの算定

サービス商標権侵害は、商品商標権侵害とは異なり、具体的な商品の実物とは関連せず、数量や価格が明確でないことが特徴だと思われる。加えて、サービス提供過程において実物商品と関わるため、法執行者が混乱しやすいという問題がある。1999年3月に発表された『国家工商行政管理总局商標局によるサービス商標における保護に関する若干問題の意見』⁽¹⁴⁾では、サービス商標の侵害に伴う違法経営額は侵害期間中に発生した営業額として定義しており、無断で他人の商標を使用して行ったサービス行為から発生した金額は、すべて不法経営額とみなされる。さらに、広告行為だけでサービスを提供していない場合には、広告費用で不法経営額を算出し、サービスを提供した証拠がない場合においては、手形金額で計算することが規定されていた。要するに、サービス商標の侵害による違法経営額は、侵害期間中の営業収入全てが計算対象となり、権利侵害とは関係のない営業収入は除外されることになる。

(11) 董曉慧「商標侵權案件違法經營額計算」, 工商行政管理, 2015(01), 52-54頁。

(12) 「鮑師傅商標權侵害」関連事件は、以下の通りである。
広州知識産権法院(2020)粵73民終4644号民事判決書。
北京知識産権法院(2019)京73民終3100号民事判決書。
浙江省杭州市中級人民法院(2020)浙01民終538号民事判決書。
江蘇省高級人民法院(2019)蘇民終1227号民事判決書。
湖南省長沙市中級人民法院(2019)湘01民終13879号民事判決書。
湖南省長沙市中級人民法院(2019)湘01民終13880号民事判決書。
北京知識産権法院(2020)京73民終249号民事判決書。
陝西省高級人民法院(2020)陝民終442号民事判決書。
浙江省寧波市中級人民法院(2019)浙02民終4216号民事判決書。

(13) 李琦, 朱寧, 馬濤「假冒注冊商標罪立案標準探析——以兩起侵犯鮑師傅注冊商標專用權案為例」, 中國市場監督報2021年1月6日付, 第3面。

(14) 「國家工商行政管理總局商標局關於保護服務商標若干問題的意見」1999年3月30日, 國家工商行政管理總局商標局により公布, 同日から施行。

以下は法執行実務において三つの典型的な事例を挙げ、サービス商標権侵害の違法経営額の算定について概観する。

- ① 事例1：当事者は、許可を得ずにAPPLEの商標を使用し、「アップル」の携帯電話専門修理店のように偽装して、携帯電話修理サービスを提供していた。その結果法執行機関は、権利侵害が行われた期間の経営収入を160万元と算出し、これを違法経営額として扱った。これに対し行為者は、「サムスン」や「ファーウェイ」など他ブランドの携帯電話修理による収入は考慮すべきではないと主張していた。
- ② 事例2：当事者は、自営業のサイト上で2018年の「ロシアワールドカップ」や「力神杯」に関連する商標を無断で使用し、これを利用して「ワールドカップ」の試合チケットを宣伝・販売した。また、同時にホテルや航空券の販売も行い、これらの費用を組み合わせて販売した。
- ③ 事例3：当事者は「全聚徳」の傘下企業と偽り、同社の商標を不正に使用して飲食サービスを行った。提供された料理は「全聚徳」のメニューとは異なり、販売された飲料水は全て正規品であったため、その調査や処分の際、違法経営額として計算すべきではないと主張した。

上記の事例を踏まえて実務界では、サービス商標権侵害の違法経営額は、権利侵害行為が行われている間の全ての営業収入で算出すべきだと、広く認識されている。サービスは無形であるため、その価値は具体的な商品の形を借りて表現されることが多いが、商品自体は独立した商標と価値を持つことがある。したがって、サービスとしての形成経緯が単独で価値を測定できるからといって、権利侵害行為から除外されるわけではなく、サービス商標専用権の保護を弱めることは許されないし、権利侵害サービスの提供過程で、権利侵害サービスと密接に関連する商品や物品の価値も、全て違法経営額に含める必要がある。

このように、他ブランドの携帯電話の修理、ホテルや航空券の販売、他の飲料水の販売といった行為は、権利侵害行為と密接に関連しているため、いずれも違

法経営額に計上されるべきである。

4. 特別な場合の「違法経営額」の算定

(1) 故意に商標権侵害に便宜を図る行為の違法経営額

このような行為は、間接的な権利侵害行為であり、行為者は本質的に連帯責任を負うべきものであり、行為者の違法所得は、直接侵害者が便益条件を利用して発生した収入に依存し、通常は行為者と直接侵害者の間の契約で約定された収入である。法執行の実践において、実際の収入と契約の予定収入が一致しない場合、実際の収入に基づいて計算しなければならない。市場経営者と商店の間の賃貸料に関する場合は、直接権利侵害者(商店)の権利侵害行為の持続時間の長さに基づいて、具体的に計算しなければならない。すなわち、以下の通りである。

市場経営単位の違法経営額＝賃貸料÷リース期間×権利侵害時間(時間単位は統一しなければならない)。

(2) 「違法経営額なし」の認定

第一に違法経営額が存在しないということは、必ずしも売上がないことを意味するわけではない。特にサービス商標権侵害に関しては、サービスを購入する人がいない場合でも違法経営額がないとは限らないとされている。第二に違法経営額が行為者から提供されない場合や、真実でない情報である場合、その額を検証するための有効な情報が不足していることから、行政法執行機関は違法経営額を特定することが難しくなる。このため、違法経営額が存在しないことを把握するのは困難であり、他の状況と総合的に考慮しながら慎重に適用する必要がある。

Ⅲ 『商標権侵害事件における違法経営額算定方法』の主な要点及び内容

1. 主な要点に関する説明

(1) 概念について

権利侵害商品の違法経営額の商品概念について、『方法』は基本的に『最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈』及び『国家工商行

政管理局商標局によるサービス商標における保護に関する若干問題の意見⁽¹⁵⁾の中の違法経営額⁽¹⁶⁾の定義を踏襲し、その中で権利侵害商品については総価値で計算する。ここで、商標権侵害による違法経営額は、行政法における「違法所得」とは意味が異なり、後者は違法に得られた総利益を指すのに対し、商標権侵害の違法経営額は商品総額や収入総額に関連し、経営支出とは無関係であることが強調されている。

(2) 「違法経営額」に関する算定基準

違法経営額の一般計算基準について、『方法』は大体『知財刑案事件解釈』の関連規定を踏襲し、その一部の細部に対して一定の改正を行った。具体的には以下の通りである：

① 販売済み商品の価値算定方式を明確にした

販売済み商品の価値計算方式については、『方法』と『知財刑案事件解釈』の規定は一致しており、いずれも実際の販売価格で計算されている。なお、実際には、営業者が商標権を侵害した商品を顧客に無償で「贈答」の場合があり、この場合は、本条項の「実売の価格で計算する」方式を機械的に適用して、違法経営額がないと認定することはできず、当該「贈答」商品の製造コストおよび販売過程、販売目的を考慮することができる。『方法』第8条はこれに対して特別規定を行った。

② 未販売商品価値計算方式の適用順序を明確にした

『方法』はまず、「権利侵害商品の実際の販売平均価格を明らかにした」ことに基づいて計算することを明確に要求し、権利侵害商品の実際の販売平均価格を明らかにすることができない場合にのみ、「権利侵害商品の表示価格に基づいて計算する」ことができる。実際には商品表示価格は比較的入手しやすいが、商品表示価格と実際の販売平均価格の差が大きい場合には、実際の販売平均価格を適用することが法的に合理的である。『方法』の未販売商品価値計算方式の適用順序の調整は、違法経営額計算をより合理的にする一方で、

行政機関に明確な法執行根拠を与えたと考えられる。

③ 総価値で算定した違法経営額が指す商品範囲を定めた

『方法』では、「製造、貯蔵、輸送」商品を「販売」商品と並べて総価値に基づく違法経営額に計上しないと認定しており、代わりに「販売済み商品」、「販売待ち商品」、そして「製造が完了し、他人の商標権を侵害する商品」を違法経営額に計上することと規定している。権利侵害商品は通常、最終販売先が一つしかないため、『方法』はその流通過程において各当事者が負担する責任を制限し、正常な市場取引秩序を維持することを目的としている。

(3) 複雑な権利侵害状況における違法経営額の計算基準の明確化

中国の『商標権侵害判断基準』⁽¹⁷⁾第25条⁽¹⁸⁾は、請負業者が商標権侵害商品を使用する場合を、明確に商標権侵害と認定している。『方法』第7条はこの条項に対する補足的な規定として、権利侵害商品が独立して価格を計算できる場合、違法経営額の計算方法は『方法』第5条に従うが、単独で計算できない場合は、請負業者の業務の商業的特徴を考慮して、後期監査決算の方式に基づき権利侵害商品の価値を確定できる。もしその方法でも決定できない場合は、市場中間価格計算のいわゆるキャッチオール条項が適用されて、その役割を果たせることを図っている。実際に、商標権侵害に関与する可能性が高いのは請負業者であるが、発注者が侵害商品の使用を促進する結果を無視することはできないため、『方法』は請負業者の制限を削除し、この条項の適用範囲を広げている⁽¹⁹⁾。

『方法』は、入札価格を違法経営額の計算根拠として取り入れた一方で、「市場中間価格」とともに法執行の明確な根拠を示した。中国の『商標権侵害判断基準』によれば、顧客に他人の商標権を侵害する商品を無償で贈与することは、明確な権利侵害行為とされている。経営者は販促活動の一環として、無料で商品を提供す

(15) 『国家工商行政管理总局商標局によるサービス商標における保護に関する若干問題の意見』第9条。

(16) 『最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干問題の解釈』第12条：本解釈にいう「不法経営金額」とは、行為者が知的財産権侵害行為を実施する過程に、権利侵害製品の製造、貯蔵、運輸及び販売の価値をいう。販売した権利侵害製品の価値は実際に販売した価格に依って計算する。製造、貯蔵、運輸及び販売されていない権利侵害製品の価値は表示価格又は精査した権利侵害製品の実際に販売の平均価格に依って計算する。権利侵害製品には表示価格なく、又は実際販売価格を精査できない場合、権利侵害される製品の市場の中間価格に依って計算する。数回にわたり知的財産権を侵害し、且つ、行政処罰または刑事処罰されていない行為について、不法経営金額、違法所得金額または販売金額の累計に依って計算する。

本解釈の第三条に規定される「件」とは、完全な商標図案を有する一部の標識をいう。

(17) 「商標権侵害判断標準」2020年6月15日、中国国家知識産権局により公布、同日から施行。

(18) 『商標権侵害判断基準』第25条 工事の実施と材料の調達を共に引き受ける工事請負経営活動において、請負業者が商標専用権を侵害した商品を使用した場合は、商標法第五十七条第三号に規定する商標権侵害行為に該当する。

(19) 陳太清「知識産権罰款的の碎片化及其整合——以著作權法、專利法修正為背景」, 電子知識産権, 2020(01), 42-57頁。

るが、この行為には商業的な目的があり、潜在的な利益を期待しているため、通常の違法経営額の計算方法をそのまま適用するのは難しい。実際、行政法執行や司法実践においても、無料で贈与された商品が違法経営額の計算対象とされる事例が存在する⁽²⁰⁾。そのため、『方法』は違法経営額を、実際の購入価格や製造コストに基づいて計算することを求めている。計算が難しい場合や景品が非標準商品である場合には、定価または市場中間価格を用いた計算が適用されることが規定されている。

また、商品のリニューアルは非常に多様であり、外観の改装から、重要な部品の交換まで幅広く含まれる。リニューアルが商標権侵害に該当するかどうかは、商標法の観点からみて、商品の出所を識別する機能や品質保証機能を損なう可能性があるため、経営者が行ったリニューアルが、商品に実質的な影響を与える場合、商標権侵害と見なされる可能性が高い。実際、商品リニューアル業者が商標権侵害で裁判所に認定される事例⁽²¹⁾は少なくない。

商標法 57⁽²²⁾条は、他人の登録商標専用権を侵害するための便宜条件⁽²³⁾を故意に提供することは、商標権侵害行為に属することを明確にしている。実際に、「他人の登録商標専用権を侵害するための便宜条件」は、経営者が権利侵害商品の倉庫保管、輸送などのサービスを提供する際によくみられる。経営者は自らの収入に関する資料を行政機関に提供することを避ける傾向があり、その結果、権利侵害によって得た収入の証明が難しくなる。行政機関が権利侵害に基づく収入を証明するための関連資料を入手できれば、違法に得た収入を計算できるが、経営者が現金で収入を得ている場合、関連する会計伝票や金銭出納帳の情報を得ることができず、他の資料を通じて収入の有無を判断することも困難になる。このような状況では、経営者が収入を得ていないと直接的に推定することはできず、そのために価格認定などの方法で違法経営額を確定する必要が生じる。

(4) 違法経営額に計上しない特別な状況を規定している

中国の電子商取引が発展する中で、一部の経営者はインターネット決済を利用して売上を増加させているが、この売上を違法経営額に含めると、経営者の法的責任が不当に重くなるおそれがある。現在多くの裁判所は、決済手段によって増加した権利侵害商品の販売額を、総違法経営額から控除することを認めており⁽²⁴⁾、これは法執行や司法の実務において確立された慣例と一致している。

2. 『方法』の内容

『方法』の内容について、日本語訳は以下の通りである。

『商標権侵害事件における違法経営額算定方法』

第1条 商標権侵害事件に関する厳格な規範を定め、公正な法執行を推進することで、経営主体の合法的な権益を守り、競争が公平な市場環境を整備するために、『中華人民共和国商標法』、『中華人民共和国商標法实施条例』⁽²⁵⁾などの法律及び法規に基づいて本方法が制定される。

第2条 本方法は、商標行政執法部門が商標侵害事件の処理において、当事者の行為が商標侵害に該当すると判断された場合に適用する。

第3条 違法経営額の計算は、合法、合理、客観的及び公正の原則に従わなければならない。

第4条 違法経営額とは、当事者が商標権侵害行為を実施することに係る権利侵害商品の総額又は権利侵害による営業収入を指す。

第5条 販売された権利侵害商品の価値は、実際に販売された価格に基づいて計算される。

販売されていない権利侵害商品の価値は、権利侵害商品が検出された実際の販売平均価格に基づいて計算される。実際の販売平均価格が明らかにできない場合は、権利侵害商品の表示価格に基づいて計算される。

実際の販売価格を明らかにできない、又は権利侵害商品に価格が表示されていない場合は、権利侵害発生期間中の権利侵害商品の市場中間価格に基づいて計算される。

(20) 江蘇無錫市中級人民法院(2023)蘇02民終702号民事判決書。

(21) 四川省成都市中級人民法院(2022)川01刑終15号刑事判決書。

(22) 第五十七条 次の各号に掲げる行為のいずれかに該当するときは、登録商標専用権を侵害する。

(六) 他人の登録商標専用権を侵害する行為に対して、故意に便宜を提供し、他人による登録商標専用権侵害行為の実施を幫助すること。

(23) 『中華人民共和国商標法实施条例』第七十五条：他人の商標専用権を侵害する、貯蔵、運送、郵送、印刷、隠匿、経営場所、インターネット商品取引のプラットフォーム等を提供することは、商標法第五十七条第六号にいう「便宜の提供」に該当する。

(24) 上海市第三中級人民法院(2023)滬03刑終17号刑事判決書。

(25) 『中華人民共和国商標法实施条例』 2002年8月3日中華人民共和国国务院令第358号公布、2014年4月29日中華人民共和国国务院令第651号改正。

製造は完了しているが、権利侵害登録商標が付着していない商品について、当該商品が他人の登録商標専用権を侵害することを証明し、確実かつ十分な証拠がある場合、その価値は違法経営額に計上しなければならない。

第6条 侵害製品の市場中間価格は、侵害者が公表した同種製品の小売り指導価格に基づいて確定し、小売り指導価格を公表していない場合は、以下の方法に従って確定する：

(一) 市場で複数の業者が同種の権利侵害製品を販売している場合、その中のいくつかの業者の小売り価格をサンプリングし、その平均値を取って市場中間価格を確定する。1つの業者だけが販売している場合は、その業者の小売り価格で市場中間価格を確定する。

(二) 市場で同種の権利侵害製品が販売されていない場合、これまで市場において同種の権利侵害製品が販売されていた中間価格に基づいて確定するか、又は市場で販売されていた権利侵害製品と、機能、用途、主な材料、設計、配置などの面で同一又は類似の同種の権利侵害製品の市場中間価格に基づいて確定する。

前項の規定により市場中間価格を確定することが困難な場合は、価格認定機関が認定して確定することができる。

当事者の陳述、商標権利者が提供した権利侵害製品の市場中間価格は、その他の関連証拠の審査と検証を経て事実であることを確認した後、参考にできる。

当事者が権利侵害製品の市場中間価格計算結果に異議がある場合は、証拠を提供しなければならない。

第7条 請負業者の加工請負経営活動において、登録商標専用権侵害商品を使用する場合は、侵害商品の実際の販売価格に基づいて違法経営額を計算しなければならない。権利侵害商品が単独で価格を計算されていない場合、請負業者の加工請負経営活動における価値比率に基づいて計算する。価値比率が特定できない場合は、権利侵害商品の市場中間価格に基づいて違法経営額を計算する。

第8条 無償で贈答商品が他人の登録商標専用権を侵害した場合、贈答商品の実際の購入価格又は製造コストに基づいて、違法営業額を計算しなければならない。贈答商品が実際の購入価格又は製造コストを確定できない場合、又は贈答商品が規格外の商品である場合、表示価格又は侵害された商品の市場中間価格に基づいて違法営業額を計算する。

第9条 リニューアル後の商品が他人の登録商標専用権を侵害している場合、侵害商品全体の価値に基づい

て違法経営額を計算する。

リニューアル商品自体は他人の登録商標専用権を侵害しておらず、その部品又は付属品のみが他人の登録商標専用権を侵害している場合、侵害している部品又は付属品の価値に基づいて違法経営額を計算する。

第10条 商標法第57条第4項に規定される侵害行為に該当した場合、権利侵害標識の実際の販売価格に基づいて違法経営額を計算する。

第11条 故意に他人の登録商標専用権を侵害するために便宜条件を提供した場合、権利侵害の補助による得た収入に基づいて違法経営額を計算する。収入がない場合は、違法経営額がないように処理する。

第12条 レンタル商品が他人の登録商標専用権を侵害した場合、レンタル収入に基づいて違法経営額を計算する。

第13条 広告宣伝において他人の登録商標専用権を侵害し、権利侵害商品を確認できない場合は、違法経営額がないことに基づいて処理する。

第14条 商標のライセンサーとライセンシーが共同で他人の登録商標専用権を侵害した場合、本弁法第5条及び第6条の規定に基づいて違法経営額を計算する。

商標のライセンサーがライセンシーに他人の登録商標専用権の侵害を補助した場合、ライセンス料に基づいて違法経営額を計算する。商標の無償使用をライセンスした場合は、違法経営額のないように処理する。

第15条 上記の規定に基づいて実際の違法経営額を検証できない場合は、違法経営額がないことを前提として処理する。一部の違法経営額しか検証できない場合は、検証済みの違法経営額に基づいて処理する。

第16条 当事者が提出した十分な証拠に基づき証明された、「サクラ行為」などの虚偽の販売手法によって増加した権利侵害商品の販売額は、違法経営額に算入しない。

第17条 行政と刑事のクロスにより逆移送(検察機関から行政機関へ)された事件において、違法経営額に対し、行政機関と公安機関の認定が一致しない場合、行政機関の調査状況を踏まえ、本方法の規定に基づいて認定することができる。

第18条 本方法は、国家知識産権局および国家市場監督管理総局によって解釈される。

第19条 本方法は、公布の日から施行する。

IV おわりに

本稿では、CNIPA と SAMR が共同で公布した『商

標侵害事件における違法営業額算定方法』に関して、具体的な内容等について紹介し、その考察を行った。

中国における商標権侵害事件に対する行政ルートでの保護を取り入れようとする日系企業やそれらの問題の研究、そして問題に関心を持つ方々は、商標権侵害における違法経営額算定の実態及び算出について戸惑う場合があると推測されるが、本稿がその法的解釈の一助となることを願うところである。

謝辞

私の日本で一年間の研究活動に対し、常に温かいご指導ご助力を賜った日本大学法学部長・小田司教授、同法学部次長・坂本力也教授に、深く感謝を申し上げる次第である。